

令和2年度仙台市遊びの環境に関する調査・研究業務委託 仕様書

1. 目的

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活にさまざまな影響が生じており、次代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが求められている。

なかでも、子どもの遊びの環境については、「仙台市すこやか子育てプラン2020（中間案）」に対する市民意見や、附属機関である「仙台市子ども・子育て会議」における議論、平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」においても、非常に高い関心が寄せられている。

本業務は、子どもの遊びの環境の実態や他都市の事例等をハード・ソフト両面から整理し、本市における遊びの環境のあるべき方向性を検討するための、基礎的な調査・研究を行うことを目的とする。

なお、本業務における子どもとは、概ね18歳未満の者をいう。

2. 業務内容

(1) 子どもの遊びの環境の考え方のまとめ

(ア) 遊びの環境の考え方のまとめ

子どもの遊びの環境について、利用年齢層、利用目的、必要な機能等の遊びの環境を構成する様々な要素の洗い出しと、それぞれの要素の関係性を整理し、その考え方をまとめること。

なお、本項目の業務は、当該委託業務全体の礎となる部分であることから、必要に応じて学識者や子どもの遊びの支援を实践する団体など、子どもの育ちや遊びに関する専門家の監修を受けること。

(2) 本市における子どもの遊び場に関する実態調査・分析

(ア) 本市における実態の調査

都市公園、児童館、のびすく、体験施設等の子どもの遊びに関する施設や、親子交流・体験イベントの実施、プレーパークの運営等の子どもの遊びに関する事業など、本市における子どもの遊びに関するハード・ソフト両面の様々な資源を調査すること。

(イ) 本市における実態の分析

2-(2)-(ア)において調査した結果について、2-(1)-(ア)でまとめた考え方と比較、検討することで、遊びの環境に関する本市の強み、弱み等を分析すること。

(3) 子育て家庭や子どものニーズ調査

(ア) 調査の実施

アンケート調査、グループインタビュー等を実施し、子育て家庭や子どものニーズを調査すること。アンケート調査票の印刷、各会場への配架・回収は市と協議の上、役割分担しながら行うこととし、グループインタビューについては子育て家庭や子どものニーズを拾えるよう、参加者が意見を言いやすい手法に留意しながら受託者が企画、運営し意見を集約すること^(※)。

※ グループインタビューは、5回程度の実施を想定し、実施回数に増減があった場合は、「グループインタビュー1回に要する経費」に応じて契約額を変更するものとする。変更契約にかかる「グループインタビュー1回に要する経費」については、見積価格提案書において総額とともに、その積算の基礎となる「グループインタビュー1回あたりの経費」を提示することとし、契約時に、受託候補者が提示した「グループインタビュー1回あたりの経費」を採用する。

(イ) 調査票の作成

2-(3)-(ア)の調査を行うにあたり、2-(1)-(ア)でまとめた考え方との比較が可能な調査票を作成すること。作成にあたっては、実際の子育て家庭や子どもの行動実態に即した分析ができるよう留意するものとし、A4版4ページ程度とすること。

(ウ) 調査結果の集計

アンケート調査結果は電子データ化したうえで、単純集計・クロス集計を行うこと^(※)。

※ アンケート調査は、500件程度の回答を想定している。

(4) 他都市における子どもの遊びに関する事例調査

(ア) 他都市事例の調査

他都市における子どもの遊びに関し、本市の参考となる施設や事業の事例を調査すること。対象は政令指定都市及び東北地方とし、整備に至った背景や利用実態、整備手法、整備費・運営費などについて調査すること。

(イ) 他都市事例の分析

2-(4)-(ア)の他都市事例について、2-(2)-(イ)の分析結果と比較し、本市における類似例の有無、本市の都市規模・都市環境における適用の可否、適用困難であればどのような要素に起因するか等を分析すること。

(5) 子どもの遊びの環境に関する方向性の整理

(ア) 遊びの環境の機能・役割の整理

業務内容(1)から(4)における調査・分析をもとに、本市における遊びの環境の実態と、子育て家庭や子どものニーズとのギャップを分析し、求められている機能・役割と、それらの過不足について分析すること。

(イ) 遊びの環境づくりに有効な手法の整理

2-(5)-(ア)を踏まえ、本市における遊びの環境を充実させるにあたり、本市ならではの

のコンセプト及びキーフレーズを設定のうえ、考えられる整備の方向性と手法について提案すること。なお、ハード整備を伴う提案については、整備・運営に関する経費についても、他都市事例等を参考に概算値を示すこと。

3. 成果物

この業務に係る成果物は以下の通りとする。

(1) 中間報告書

令和2年10月16日までに提出すること【A4版10部、電子データ】

(2) 最終報告書

令和3年3月31日までに提出すること【A4版60～80頁程度10部、電子データ】

4. 委託期間

契約日から令和3年3月31日までとする。

5. 委託料の支払い

原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

6. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出する。
- (2) 再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合にのみ可能とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行う。
- (4) 本業務の実施に伴って取得した著作権等は本市に帰属する。
- (5) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守する。
- (7) 受託者は、個人情報、企業情報等の管理に当たっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備する。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。